

【復興公営住宅説明会】

日時：令和8年1月31日(土)・2月1日(日) 10時～ 会場：町民ホール

主な質疑（概要）

No	項目	質問	回答
1	建設について	被災地での建設でも大丈夫か。	建物は耐震基準を満たす構造、土地は周辺と一体的な液状化の対策を考えます。
2	家賃について	3年間、家賃は無料になるのか。	石川県の方で無償化を検討しているようですが、まだ町に具体的な情報が入っておりません。情報入手できれば周知します。
3	家賃について	応急仮設住宅の居住を再建として住み続ける場合も無償化されるのか。	復興公営住宅家賃の無償化に合わせ、石川県が検討することも想定されますが、町に情報が入っておりません。情報入手できれば周知します。
4	家賃について	3年間、家賃無料の場合、家賃の計算や敷金は3年後からになるのか。	家賃の額は無料になる場合であっても毎年、算定します。敷金は入居時に家賃の3ヶ月分を納めていただきます。 なお、敷金は退去時の清算に充てられ残った分は返還されます。
5	家賃について	3年間、家賃が無料になるか決まらなければ入居するか決められない。	復興公営住宅は、住宅に困窮されている方の恒久的な住まいとして整備されるものです。主旨をご理解願います。
6	家賃について	所得月額の方法は。	家賃算定の根拠となる所得月額は、1年間の世帯全員の総所得から控除額を差し引いたものを12(ヶ月)で割った額です。 (個人の所得額は税務課で発行される所得証明書等で確認できます。)
7	家賃について	入居申込時から、高額所得者の場合でも申し込みは可能か。また、その場合の家賃はいくらか。	復興公営住宅は収入要件を問わないため申し込みできます。 また、おおよそ家賃は説明会資料(P6の表)をご参照ください。基準を超える所得月額となる場合でも表の「分類8」として扱われます。
8	家賃について	家賃の算定に必要な所得月額は、世帯主の収入が対象になるのか。	正規・非正規など雇用形態に関わらず、入居する世帯員、全員分の合計で計算することとなります。
9	家賃について	不動産や株式など一時的な収入があった場合の所得計算は。	原則、確定申告の額に基づき計算されるため、一時的であっても、所得として家賃の算定に含まれます。
10	家賃について	基準額を超える収入がある場合、復興公営住宅であっても、退去を求められるのか。	入居4年目からは、一般の公営住宅と同様に住宅を明け渡すよう努力義務が発生します。よって、一定の基準を超える場合は、家賃に割増し加算がされます。
11	家賃等について	集合住宅での共益費は別途徴収されるのか。	家賃などとは別に共益費は必要と考えております。額は施設の整備概要に合わせた設定、徴収方法は県営住宅などの事例を参考に検討します。
12	入居申込等について	復興公営住宅に入るまでの間、このまま仮設住宅に住み続けられるのか。	応急仮設住宅の入居期間の延長については国と県で毎年協議が行われております。町は復興公営住宅の完成まで入居期間が延長できるよう引き続き国、県に要望しております。
13	入居申込等について	みなし仮設住宅の場合、退去の2ヶ月前に大家さんに伝えなければならない。入居日はいつ判るか。	具体的な入居時期は、施設の整備状況を見て判断することになります。スケジュールが決まり次第、引越し準備も考慮するなど余裕を持たせて居住者の皆様へ通知します。
14	入居申込等について	既に再建に係る支援金を受給しているが、返還すれば入居することは可能か。	他の入居要件を満たしつつ、返還できる場合であれば入居することが可能です。特に住宅困窮要件を満たす必要があることに注意してください。 なお、返還については各種支援制度の支援先にご確認ください。
15	入居申込等について	復興公営住宅に一定期間入居した後、自宅再建のための支援金を活用して再建することは可能か。	入居した後でも、各種支援金を活用して再建することは可能です。 ただし、支援制度にはそれぞれ期限がありますので、ご注意ください。
16	入居申込等について	入居申込時に抽選に外れた人はどうなるか。	説明会後の意向調査で必要戸数を把握のうえ、できる限り希望地域に入居できるよう配置を検討します。現在の計画以上に希望がある場合は、第二期計画の検討も必要と考えます。
17	入居要件について	内灘町で被災したが、町外に持ち家がある場合、復興公営住宅に入居できるか。	原則、住宅困窮の要件を満たさないため入居できません。 ただし、詳細な状況を確認したうえで判断される場合もありますので、改めて個別にご相談ください。
18	入居要件について	町外で被災した住民は、内灘町の復興公営住宅に入居することができるのか。	町内で被災された方を対象に入居の第一次募集をおこない、優先してご入居いただきます。戸数に対して応募が少なく空室がでる場合は、町外で被災された方にもご入居いただけるよう、広く周知を行う予定です。
19	入居要件について	町内と町外の被災住民はどのように判断されるのか。	り災証明の発行市町が判断基準になります。現在の住民登録やお住まいが基準となるものではものではありません。
20	意向調査について	以前の意向調査にて希望場所は回答していたが、今回の調査にて再度回答する必要があるか。	今回の調査結果をもとに整備戸数を確保したいため、今一度ご回答をお願いします。